

公益社団法人群馬県鍼灸師会

施行規則

第1章 社員

(社員の種別)

第1条 定款第5条の規定による社員について次の通り区分する。

正社員：公益社団法人群馬県鍼灸師会(以下群鍼会ともいう)および公益社団法人日本鍼灸師会(以下日鍼会ともいう)の社員である者。

準社員：学生会員として鍼灸師養成施設を卒業後、継続して群鍼会に入会した者は、入会金を免除し、1年間に限り日鍼会の定める費用のみで正社員に準ずる社員とする。準社員はその年度末に正社員に移行するか判断する。正会員に移行しない者は退会届の提出をもって退会とする。

(入退社書類の様式)

第2条 定款第6条による入会申込書並びに、定款第8条の規定による退社届の様式は理事会が定める。

第2章 社員外

(社員外の種別)

第3条 本会の事業を賛助する意思のある、鍼灸師養成施設に在籍している者、及び、はり師、きゅう師免許取得後の厚生労働省指定の養成機関・文部科学省認定の教育機関に在学している者を学生会員とする。学生会員の取り扱いは「学生会員細則」により規定する。

第3章 会費・負担金等の賦課および徴収

(年会費および負担金)

第4条 年会費および負担金の額は、社員は21,000円とし、療養費を取り扱うものは療養費総額の100の位を切り捨てた金額の3.5%とする。

(人会金)

第5条 社員入会金の額は、社員は10,000円とする。

(会費等の使途)

第6条 前条の会費及び入会金は、その50%以上70%以内を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(会費の徴収)

第7条 第4条の年会費は、年2回に分け、上半期(4月～9月)分を6月15日、下半期(10月～翌年3月)分を11月15日に、指定銀行引き落としにより徴収する。引き落

とし不能となった場合、社員において本会が指定する期日までに年会費を納入しなければならない。

- 2 社員が（年度途中で）退社する場合、社員は、退会日の属する半期分の年会費までを負担すればよく、同年会費が、未納の場合は、退会日までにこれを納入しなければならない。また、納入済の会費については、除名その他の理由にかかわらず返還しない。

（会費の減免）

第8条 社員が75歳以上になった時、本人の申し出により理事会で検討し、会費の減免を行う。

（休会）

第9条 長期病気療養・出産・県外転勤等で6ヵ月以上休業を要する者で、理事会において承認された社員は、会費を免除する。但し、休会が2年を越える場合は退社とする。

第4章 社員の慶弔

（社員の慶弔）

第10条 本会の社員の慶弔は次のとおりとする。

- (1) 社員の病気（入院2週間以上、休業1ヵ月以上）、火事・風水害（半焼・半壊以上）ある時は、金5,000円を贈り、お見舞いする。
- (2) 社員の不幸ある時は、弔意として、金10,000円と、花輪（日鍼会）を贈り弔慰する。
- (3) 社員の同居家族および実子に不幸ある時は、弔電を送り弔慰する。
- (4) 本条第1項より3項以外の慶弔は、その都度理事会の承認をもって行う。

第5章 会務運営

（会務の分掌）

第11条 会務の分掌は次の各部とし、所管会務を処理する。

- (1) 総務部
 - ① 会議の運営ならびに関係書類に関すること。
 - ② 諸官庁の届けに関すること。
 - ③ 式典に関すること。
 - ④ 他部の主管に属さないこと。
 - ⑤ 慶弔事務に関すること。
 - ⑥ 情報化に関すること。
- (2) 財務部
 - ① 予算・決算に関すること。
 - ② 資産の管理に関すること。
 - ③ その他会計事務に関すること。
- (3) 組織部

- ① 社員の入退社に関する事。
- ② 社員名簿および社員台帳の整備・作成に関する事。
- ③ 組織の強化に関する事。

(4) 学術部

- ① 鍼灸学術の研究・調査に関する事。
- ② 学術研修会・臨床研究会に関する事。
- ③ 講演に関する資料の編集および配布に関する事。
- ④ 社員の学術向上および技術の習得に関する事。

(5) 広報部

- ① 会報の編集・発行並びに配布に関する事。
- ② 本会の公告に関する事。

(6) 保険部

- ① 医療保険および高齢者医療保険の取り扱いに関する事。
- ② 労災保険の取り扱いに関する事。
- ③ 生活保護および公費負担医療の取り扱いに関する事。
- ④ 保険取り扱い講習および指導に関する事。
- ⑤ 保険請求の査定・照会および調査に関する事。
- ⑥ 保険適用拡大の運動に関する事。
- ⑦ 介護保険の取り扱いに関する事。

(7) 共済部

- ① 鍼灸師賠償責任保険および各種共済保険制度に関する事。
- ② 各職員互助会に関する事。
- ③ 施術所の設備、衛生に関する事。
- ④ 社員の事故に関する事。
- ⑤ その他社員の福利、厚生に関する事。

(8) 普及部

- ① 鍼灸の普及、啓発及び向上に関する事。
- ② 無料相談、無料治療に関する事。
- ③ 経営講座の開催に関する事。
- ④ ポスターその他普及物品の作成および配布に関する事。

(9) 青年部

- ① 青年鍼灸師の育成・向上に関する事。
- ② 師会開催事業に積極的に参加し協力する事。

(10) 女性部

- ① 女性会員の相互親睦を図り、師会開催事業に積極的に参加し協力する事。
- (部の構成)

第12条 第11条による各部に次の構成員および必要部員を置くことができる。なお、各部の構成員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- ① 部長、副部長各1名
- ② 部員若干名

第6章 表彰

(表彰)

第13条 本会に特別功労のあった者は、理事会の決議を経て会長が表彰を行う。

- (1) 社員で特別功労のあった者については、表彰状および記念品(10,000円以内)を贈る。
- (2) 群馬県知事表彰を受賞した者については、記念品(20,000円以内)を贈る。
- (3) 大臣表彰および叙勲を受賞した者については、理事会でその都度定める。
- (4) 理事、監事を2期以上就任し、退任した場合は感謝状を贈る。
- (5) 理事、監事を3期以上就任し、退任した場合は感謝状および記念品(10,000円以内)を贈る。
- (6) 会の記念事業の際に次の表彰を行う。
入会10年未満の会員に感謝状、10年以上の会員に表彰状を贈る。

第7章 諸費支給規定

(出張手当)

第14条 社員の会務による出張費を次のとおり定める。

- (1) 出張は、半日3,000円、1日5,000円とする。
- (2) 交通費及び宿泊費は実費とし宿泊費は上限10,000円とする。
- (3) 上記以外の出張は、理事会でその都度定める。
(会議手当、研修助成費、報償費、事務処理手当)

第15条 会務にかかる諸費を次のとおり定める。

- (1) 理事会へ出席の理事および監事に、1回につき4,000円の手当てを支給する。
- (2) 理事会の推薦した公益社団法人日本鍼灸師会主催の研修会に参加した社員に、理事会で定めた研修助成費を支給する。
- (3) 会の内外を問わず、本会の会務遂行のため労務を提供した者に対し、理事会の承認を得て20,000円を限度として報償費を支給することができる。
- (4) 会務の中で多くの煩雑な事務処理能力を要求される理事に、事務処理手当として年間10,000円を支給する。
- (5) 行政機関の指導により導入された部外監事(社員外1名)に対する報酬は、その時点での諸般の事情を勘案して理事会で決定する。

第8章 雑則

(細則)

第16条 保険取り扱いに関しては、公益社団法人群馬県鍼灸師会保険事業取扱い細則を順守し、保険部会にも積極的に参加し、その指導を誠実に履行すること。

(改正)

第17条 この施行規則は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければ改正することはできない。

附 則

この規則は、公益社団法人群馬県鍼灸師会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則定款は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月16日一部改正(第2章追加))

附 則

この規則定款は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年2月26日一部改正(第1条、第15条(2)変更))

附 則

この規則定款は、令和2年6月1日から施行する。(令和2年5月27日一部改正(第7条変更))